

# 特集 進みゆく排外主義の動き

IMADR が取り組む課題の一つにシンティおよびロマに対する差別の問題がある。昨年夏、フランスに住むロマに対して、フランス政府は周辺の東欧の国に送還する政策を実施した。その土壌にはロマや移民の追放にノーの声をあげない排外的な社会の風潮がある。東欧のハンガリーではロマを標的にした暴力行為が横行している。日本では出入国管理法による外国人の管理が一段と厳しくなる一方、移住女性など脆弱な立場に置かれている人びとが自立して暮らせるよう配慮した制度が不在のままである。そして、特定のコミュニティに蔑視発言を投げつける街頭宣伝や、施設やイベントに押しつけて言論を封じこめようとする行為が起きている。世界の他の地域でも、その社会のマイノリティに矛先を向けた排外主義的な動きが起きている。今号では日本およびヨーロッパにおけるこれら動きについて4人の方より報告をいただき、問題提起としたい。(編集)

## 移住女性の自立支援政策

稲葉 奈々子(移住労働者と連帯する全国ネットワーク・IMADR-JC理事)

### 外国人シングルマザーの増加

1980年代半ばに来日し、結婚して日本に定住した移住女性たちのなかには、すでに50代の誕生日を迎えた女性たちも多い。子どもたちも高校を卒業する年になった。あらたに来日する若年女性も多く、年齢構成は多様になっている。

近年では、毎年5000人以上のフィリピン人女性が日本人男性と結婚する一方、離婚の数も増えており、2009年には約4700件を数える。結果としてフィリピン人のシングルマザー世帯が増え、貧困問題を抱える女性も多い。現在の日本では、貧困問題の解決策は、もっぱら就労に求められる。

シングルマザーの多くはDV被害者である。日本人の子どもの親権がとれれば、定住者として日本に滞在することになる。DV被害者の場合、まず子どもとアパートに移って、生活保護で生活することになる。しかし生活保護は、今日の日本では貧困問題の解決策ではないから、女性たちは、ことあるごとに行政の窓口で就労を促される。これが「自立支援」である。行政が「自立」という言葉で意味しているのは、生活保護を受けずに自分の稼ぎで生計を立てることができる状態である。女性たちもそれを望んでいる。それにもかかわらず、なかなか仕事が見つからないのはなぜだろうか。

### 不十分な日本語の読み書き

ひとつには、言葉の問題がある。景気がよかつたときには日本語ができなくても雇ってもらえたが、今はホテルの清掃でも、お弁当工場でも、日本語の読み書きが求められるよ

うになった。清掃のチェックリストを読んだり、どのおかずを何グラム詰めるかを理解して、作業結果を細かく記入しなくてはならない。会話はなんとかこなせても、読み書きは学校に行かなければ太刀打ちできない。どの自治体にも、シングルマザー向けの就労支援のメニューはいくつか用意されている。しかし日本人しか想定していないため、訓練手当が支給されるような技能専門学校は日本語での受講が前提であり、その門は移住女性には閉ざされている。就職支援を目的とする職業訓練なのだから、手当を受給しながら通える日本語学校があってもよい。

言葉は、就職のための技術的な問題にとどまらない。社会には、優位な言語というものがあり、それが使いこなせるかどうかで、その人が社会のなかで置かれる地位が異なってくる。正式な日本語はまさに支配者の言語なのである。正式な日本語を使える能力は、人びとを日本社会のなかで序列化する。移住者の言葉は劣位に置かれてしまう。移住者の言語といっても、どの言語も等価に扱われるわけではない。英語やフランス語など、政治・経済的に優位な国の言語は、象徴資本として価値がある一方で、タガログ語やタイ語など「開発途上国」の言語は、そうした価値を持たない。

フィリピン人女性のなかには、高等教育を受けて英語を使いこなせる人もいる。英語は、日本では特権的な地位を与えられた言語であるため、英語が使えることは就職の選択肢を増やす。それも工場労働ではなく、ステータスの高い職業に就くことを可能にする。しかしエンターテイナーとして日本に来たフィリ

ピン人女性たちは、そこまでの英語力はない人のほうが多い。

また、後述する自己尊厳の問題にかかわるが、女性たちは、日本語ができないことで、子どもに対して十分なことをしてあげられないと悩む。宿題や勉強を手伝うことができないどころか、学校からの配布物も子どもに読んでもらわなくてはならない。日本人や男性のみならず、自分の子どもにも依存した状態にある女性が、精神的に「自立」することは難しい。

### 親密な支援者の不在

仕事を探すにあたってのもうひとつの大きな困難は、小さな子どもの世話である。仕事に行くために保育園に預けなければならないが、求職中では保育園に申し込むことすらできない場合もある。日本人のシングルマザーならば、自分の親に子どもを預けることもできるが、それは移住女性にはかなわない。

どういった支援者が周囲に存在するかによって、「自立」への道筋も違ってくる。保育所に子どもを入れることができなければ、ベビーシッターを頼むしかない。しかし移住女性が就くことのできる仕事は、工場労働やホテルの清掃などで時給は800円から900円を超えることは滅多にない。そうなるとベビーシッター料金は格安でなければ、働く意味がなくなってしまふ。日本人のベビーシッターが低料金を働いてくれることは期待できず、結果として、移住女性のコミュニティのなかでやりくりすることになる。せちがらいようだが、同じフィリピン女性というだけで、ただで預かってくれる人はいない。日本人男性と結婚していたり、みずからはオーバーステイゆえに働くことのできない女性が、一日1500円程度で子どもを預かることが多い。

### 自己尊厳の喪失

日本語学習や保育所に子どもを預ける問題は、いわば「ハード」の問題であり、行政の側に、外国人女性にも使えるように制度を整えようという発想さえあれば、解決できる。しかし実際には、それ以前の問題の存在が、支援組織によって指摘されている。

真に「自立」した状態とは、人に依存せずに自分ひとりでやっていけると考える自己への信頼が必要である。DV被害者の移住女性の多くは、長年にわたって、パートナーに自分の存在を貶められてきたため、日本人や男

性に助けてもらわなくては、ひとりでは何もできないと思っている場合が多い。外国人であること、フィリピン人であること、女性であること、みずからの存在証明にかかわる何もかもが貶められてしまったとき、自分が何かを成すことができると思えないばかりではなく、自己の存在価値そのものに確信が持てないだろう。

### 「依存」ではなく「支えられている」ということ

この問題を解決するためには、制度が整っているだけでは十分ではない。その制度を使って経済的に「自立したい」と思えるような、精神的に「自立した」状態にあることが必要となる。自分がみずから現状を打開できるという信頼を自己に対して持てるかどうかは、本人の「心の持ちよう」ではない。周囲の人びととの信頼関係の構築が不可欠である。

DV被害者の移住女性を支援する団体のスタッフが語ってくれた、エミリさんの例を紹介したい。エミリさんはパートナーのDVから逃れて、子どもとともに緊急一時避難所に保護された。支援者の側は、福祉事務所からの申し送り事項に基づいて、離婚の手続き、生活保護の受給やアパートの手配、在留資格の変更手続きも整えた。問題なく一件着落のケースのはずであった。ところがエミリさんはパートナーに殺されることを恐れて、帰国することを強く主張した。パートナーは離婚に応じていたし、それ以上執拗に復縁を迫る様子もなかったために、支援者は当惑したが、実はエミリさんは自分が善意ある人たちによって支援されていることすら理解していなかったのだという。一時避難所に来たその時から、支援されていることを知らずに、ずっと不安のなかで過ごしていたのだった。何かあれば相談できて、自分を支えてくれる人たちがいることで得られる安心感を得ることは、けっして「依存」ではない。

日本人であれば、ふだん意識することなく利用できる制度が、言語や家族環境や在留資格の違いによって移住女性にはアクセスできない。こうした制度を変更するとともに、女性たちが孤立しないような支援の体制が必要である。日本人と結婚した移住女性は地方に居住していることが多いため、離婚後に孤立無援の状態になってしまうこともある。一時保護施設をでたあとも、長期的に支援していく体制が必要である。(いなばななこ)

# 迷走する排外主義

## ——人種差別禁止法が必要な理由

前田 朗(東京造形大学教授)

### ナショナリズムとポピュリズムの野合

ナショナリズムと排外主義がこの国と社会を覆い始めたのはいつの頃だろう。予兆はずっと以前からあったのだが、1990年代の「従軍慰安婦」論争や「歴史教科書」論争が一つの転機だったのは間違いないだろう。戦争犯罪の歴史的事実を否定し、「国家の誇り」を殊更に強調する風潮が、政治家や評論家の支持を得て蔓延し、ボディブローの効き目のように日本社会を劣化させ始めた。真っ先に失われたのは、平等や連帯の思想と実践である。代わりに不寛容と排除の思想が浸透してきた。

21世紀に入ると「9・11」を口実に開始されたアフガニスタン戦争とイラク戦争、そしてイスラエルによるレバノン戦争やガザ攻撃といった具合に「テロリズムとの戦い」と称しながら、圧倒的な軍事力で非武装の市民を殺戮する戦争が吹き荒れた。日本政府が殺す側にまわったのは言うまでもない。政治的には、日の丸君が代の強制、教育基本法改悪、朝鮮半島危機を利用した戦争準備の有事立法と国民保護法が続き、憲法改悪も射程に入った。社会の風潮も「安全と安心」を求め、他者を排除する方向に流れた。ナショナリズムとポピュリズムの野合が、石原とか橋下という固有名詞とともに進軍している。

もちろん、社会が差別や排除一辺倒になったわけではない。東日本大震災のさなかにも、インターネット上で外国人排除の言説が飛び交った。しかし、日本人と外国人がともに助け合い、人間として向き合ったケースも多数報告されている。自由・独立・平等の市民を仮設した市民社会は、一方では個人主義の弊

害を生み出しつつ、他方では連帯の精神を育んできたことを忘れるべきではない。

### 在特会という自画像

排外主義の頂上に跋扈しているのは「在日特権を許さない市民の会(在特会)」などの暴力集団である。従来の保守や右翼とは異なって「直接行動」を呼号し、他者に直接攻撃を加えている。差別、蔑視、虚言、暴言の嵐であり、暴力も辞さない。インターネットを活用し、差別、脅迫、恫喝、暴力シーンの映像をわざわざ自分たちで公表してきた。多くの市民には**ひんしゆく**を買っているが、若者の中には「新鮮だ」「本音を言っている」「そうか、この程度のことは言ってもいいのか」などと受け止める向きもあり、支持を広げたという。

在特会という暴力は、この数年間、各地に繁殖してきた。蕨市ではオーバーステイのため強制退去されるフィリピン人の子どもが通う学校に押しかけて蔑視発言を投げつけた。三鷹市では日本軍性奴隷制展(従軍慰安婦展)を暴力的に妨害したり、秋葉原での差別デモに抗議した市民に暴力を振るったり、名古屋市立博物館に押しかけて韓国史展示を妨害し、徳島県教職員組合事務所に乱入して暴力を振るったり、やりたい放題であった。他者を蔑視し、貶め、下劣な差別発言を撒き散らし、弱者に襲いかかるのが彼らの思想であり、行動様式である。残念ながら、21世紀初頭の日本社会の自画像を描くとき、在特会の醜悪な精神を無視することはできないだろう。

人種差別撤廃NGOネットワークは、2010年2月にジュネーブで開催された人種差別撤廃委員会における日本政府報告書審査時に、在特会による差別を放置する日本政府の責任を訴えた。

### 朝鮮学校高校無償化排除問題

日本政府は、差別を放置してきただけではない。差別を容認してきただけではない。むしろ、率先して差別政策を推進し、社会に向かって差別を煽ってきた。

植民地時代の強制連行や関東大震災朝鮮人大虐殺に始まり、戦後も日本政府は朝鮮人抑圧政策を推進してきた。1948年の阪神教育闘争事件は朝鮮人の民族教育を破壊する上か

人種差別撤廃委員会日本審査  
(2010年2月ジュネーブ)



らの暴力問題であった。その後も、入国管理法、外国人登録法による管理と差別が続いた。朝鮮人の権利獲得闘争や、日本社会における権利の一定の定着に伴って、数々の差別が是正されてきたが、その都度、差別は沈潜し、再編成されてきた。1990年代にも、朝鮮学校生徒に対する暴行・暴言の「チマ・チョゴリ事件」、朝鮮高校卒業生の国立大学受験差別問題、看護師資格受験差別問題、JR定期券差別問題などが続いた。21世紀に入っても「チマ・チョゴリ事件」が継続してきた。

高校無償化問題は、2010年2月に中井大臣による差別発言に始まったが、当初は平等適用を唱えていた文部科学省もいつの間にか差別路線に転じ、ついには菅直人首相がじきじきに差別政策を指示する異常な事態になった。日本政府は、朝鮮人差別を放置したり見逃しているのではなく、自ら先頭に立って差別政策を推進し、日本社会に向かって「朝鮮人は差別しても構わない」というメッセージを執拗に発し続けている。「差別のライセンス」を発行する菅直人とは、在特会のための避雷針にほかならない。

#### 対向するメッセージ——差別は社会を壊す

朝鮮学校が日本社会に発しているメッセージを考えてみよう。朝鮮学校卒業生がサッカー・ワールドカップで活躍した。大阪朝鮮高級学校ラグビー部は花園で大活躍した。ボクシングでは世界チャンピオンも生まれた。そして、2010年には朝鮮大学校法律学科卒業生が司法試験に合格した（4人目である）。

これに対して、日本が朝鮮学校に対して発しているメッセージはどうだろうか。日本政府は朝鮮学校を高校無償化から排除した。地方自治体の中には助成金をカットした例がある。日本社会では在特会という代表選手が暴れまわってきた。

対向するメッセージのアンバランスは目を覆わんばかりである。

もちろん、ここでも日本社会の醜悪性だけを強調するべきではないだろう。京都朝鮮学校を支えるために日本の市民や弁護士も立ち上がり、京都市内で人権擁護の集会やデモに取り組んだ。東京や大阪など全国各地から朝鮮学校に連帯のメッセージが送り届けられた。高校無償化問題でも、日本の教員、学生、NGOが直ちに声をあげ、無償化平等適用を求めた。詩人たちは無償化問題をテーマに「アンソロジー」を編んだ。

それでは、私たちは何を守ったのだろうか。何を守るべきなのだろうか。デモのさなかで

は「朝鮮学校を守れ」という言葉が使われたこともある。在日朝鮮人の人権擁護は当然だ。しかし、守るべきは日本社会自身の健全性である。政府による差別や、憎悪にまみれたヘイト・クライム（差別を煽る憎悪犯罪、差別を動機とする暴力犯罪など）をなくすことは、日本社会のための運動課題である。

「美しい日本」とか「国家の品格」などと称しながら自己満悦にふけり、他者と向き合うことなく、排除し、抑圧している社会は、実は自らを貶めているのだ。差別を見て見ぬふりをする社会は自壊するしかないだろう。

#### 人種差別禁止法を求めて

人種差別撤廃条約第4条(a)は人種差別思想の煽動を禁止する処罰立法、4条(b)は人種差別団体の規制を求めている。日本政府は第4条(a)(b)の適用を留保しているが、2001年3月と2010年3月の2回にわたって、人種差別撤廃委員会は、条約に基づいて提出された日本政府報告書審査の結果、人種差別禁止法の制定だけでなく、第4条の留保の撤回と、ヘイト・クライムの処罰を勧告した。

日本社会においても弁護士会における議論や、自由人権協会などの団体による人種差別禁止法の提案がなされてきた。人種差別撤廃NGOネットワークに結集した諸団体も議論を積み重ねてきた。人種差別禁止法の制定を求める市民運動がいよいよ始まった。

人種差別禁止法のうち、特に悪質なヘイト・クライムを規制する刑事立法も議論の俎上にのぼってきた。教育、雇用、店舗、公共施設など民事・行政法分野における差別の是正を企図する人種差別禁止法は、ただちに立法するべきである。

ヘイト・クライム法も必要であるが、この点ではまだ社会における議論が不十分という面もある。差別を煽る憎悪犯罪とは何であるのか。それは社会的にどのような実態を有しているのか。刑事規制する場合にどのような法的定義がなされるべきなのか。ヘイト・クライムの被害はいかに把握するべきか。こうした論点を、国際的な比較法に基づいてさらに議論する必要がある（前田朗『ヘイト・クライム』三一書房労組、2010年）。

法規制することが目的ではない。国家が襟をただし、自由で差別のない社会をめざす市民が自ら住みよい社会を実現するために、何が必要かを考えれば答えはおのずと明らかになる。人種差別禁止法は早急に制定するべきであるし、ヘイト・クライム法に向けた調査・研究を急ぐべきである。（まえだあきら）